

小学生の子どもがオンラインゲームで30万円以上も課金していた！

Q. パソコンに、オンラインゲームの決済メールが届いていることに気付いた。小学生の息子がゲーム内のポイントを手に入れるため、家族で使用している家庭用ゲーム機のアカウントに登録されていたクレジットカードで高額課金していた。動画サイトでポイントの入手方法を見て、その通りにやってみたとする。息子は課金されているとは知らなかったようだ。息子はいつも父親のアカウントを利用してゲームをしていた。

(41歳・女性)

A. 未成年者が保護者の承諾なく契約を結んだ場合は、原則として未成年者取消権により契約を取り消すことができますが、オンラインゲームの場合、成人であると偽って課金したり、保護者のアカウントでログインした家庭用ゲーム機やタブレットで子供が課金した場合は、アカウントの所有者である保護者が決済したとみなされます。クレジットカードは登録せずにその都度決済したり、子供には保護者のアカウントを利用させず、保護者が子供のアカウントを管理、保護できるように「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）